

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）構成案の考え方

1 計画の基本的な考え方

（1）計画の位置づけ

次期行動計画は、「三重県防災対策条例」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画と位置づけます。

（参考：三重県防災対策条例第 10 条第 2 項）

県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

（2）計画策定の目的

次期行動計画は、「新地震・津波対策行動計画」及び「新風水害対策行動計画」の理念を継承し、総合的な観点から三重県のこれからの防災・減災対策の方向性と道筋を示す計画とします。

本計画をもとに、「自助」、「共助」、「公助」の力を結集して、災害に強い三重づくりを進めます。

（3）「防災の日常化」の考え方

防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力がいつの間にか養われている状態をめざし、三重県では「防災の日常化」の定着を図るための取組を進めます。

地震災害については、いつか来る「将来に向けた備え」としての「防災の日常化」の取組を進めます。

風水害については、いつも来る「日々の備え」としての「防災の日常化」の取組を進めます。

（4）それぞれの取組主体に期待される役割

計画の推進にあたっては、県だけでなく、市町や防災関係機関等も含めた「公助」の取組のほか、県民や地域、事業者の「自助」、「共助」の取組が不可欠です。

このため、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの取組主体が自らの役割を担い、バランスを取りながら力を結集して、「防災の日常化」をめざします。

2 計画の基本事項

（1）施策体系

施策の柱を「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」とします。そして、総合的な防災・減災対策の行動計画とするために必要な「施策項目」を設定します。（「新地震・津波対策行動計画」23 項目、「新風水害対策行動計画」21 項目）

さらに、「施策項目」に沿った具体的な行動を「行動項目」として掲げます。（「新地震・津波対策行動計画」192 項目、「新風水害対策行動計画」151 項目）

また、次期行動計画で特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定するととも

に、これに寄与する行動項目を「重点行動項目」として選択します。

(2) 計画期間

平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度を目標年とする 5 か年の計画とします。

(3) 進行管理

計画の実効性を確保するため、各行動項目に主担当部と目標を定め、計画的な推進を図るとともに、全体の進捗状況を取りまとめ、毎年度公表します。

また、平成 31 年度は「みえ県民ビジョン・第二次行動計画」の最終年度にあたるため、中間評価を実施し、今後の施策の進め方について必要な見直しを図ります。

3 対策上想定すべき災害の考え方

(1) 地震対策の考え方

「新地震・津波対策行動計画」は、東日本大震災の教訓を踏まえて策定したものであることから、計画の記述においては避難対策を中心に津波対策の比重が高くなっています。

一方、昨年、相次いで発生した熊本地震、鳥取中部地震は、いずれも内陸直下型地震であり、あらためて地震はどこでも起こりうるということが再認識されたところです。

今世紀前半に南海トラフ地震の発生が確実視される本県の震災対策については、津波対策を中心としつつも、熊本地震などの内陸直下型地震で明らかになった課題を検証し、津波から「逃げること」と併せて、耐震や家具固定などの強振動対策、個人備蓄などの「備えること」についても、あらためて啓発していくことが必要であると考えています。

そのため、次期行動計画の策定にあたっては、現行計画の検証を行う中で、県民への啓発も含めた強振動対策の行動項目の見直し、検討も行っていきたいと考えています。

(2) 風水害対策の考え方

「新風水害対策行動計画」では、災害の原因となる気象現象について、台風や低気圧など、現在の観測技術で数値予報での予測が可能である「発災までに時間的余裕のある風水害」と、局地的大雨や竜巻など、「発災までに時間的余裕のない風水害」とに分け、それぞれで対策の検討を行いました。

次期行動計画の策定にあたっては、基本的には、「新風水害対策行動計画」で整理した考え方を引継いで風水害対策を講じることとしますが、平成 27 年関東・東北豪雨や平成 28 年台風第 10 号など、「新風水害対策行動計画」策定後に発生した大規模な風水害の事例から、市町村境を越えた広域避難のあり方や、避難準備情報の趣旨が伝わらなかったなどの避難行動要支援者対策などにおいて、課題が明らかになったことから、これら最新の知見を踏まえた風水害対策を検討します。

三重県防災・減災対策行動計画（仮称）構成案

第1章 計画策定の背景

近年の地震や風水害の事例を調査・分析し、その傾向などを明らかにすることにより、本計画が対象とする災害の様相等について示します。

また、国の対策の取組状況等について整理します。

- 1 近年の地震災害事例と国の取組
 - (1) 近年の地震災害事例
 - (2) 国の地震・津波対策の取組方向
- 2 近年の風水害事例と国の取組
 - (1) 近年の風水害事例
 - (2) 国の風水害対策の取組方向

第2章 対策上想定すべき災害の様相

- 1 三重県が対策上想定すべき地震
 - (1) 南海トラフ地震の様相
 - (2) 内陸直下型地震の様相
 - (3) 地震対策の考え方
- 2 三重県が対策上想定すべき風水害
 - (1) 近年の気象の傾向
 - (2) 近年の風水害の状況
 - (3) 風水害対策の考え方

第3章 「新地震・津波対策行動計画」、「新風水害対策行動計画」の検証と対応すべき課題

現行の行動計画の進捗状況等について、県、市町、地域の取組状況を検証し、次期行動計画に反映すべき課題について整理します。

- 1 「新地震・津波対策行動計画」の検証結果と対応すべき課題
 - (1) 「新地震・津波対策行動計画」の進捗状況の分析
 - (2) 「新地震・津波対策行動計画」の残された課題
- 2 「新風水害対策行動計画」の検証結果と対応すべき課題
 - (1) 「新風水害対策行動計画」の進捗状況の分析
 - (2) 「新風水害対策行動計画」の残された課題

第4章 これからの防災・減災対策における取組方向

第1章から第3章をふまえ、必要な対策の取組方向を整理します。

- 1 地震・津波対策における取組方向
- 2 風水害対策における取組方向

第5章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ
- 2 計画の策定目的
- 3 「防災の日常化」の考え方
- 4 それぞれの取組主体に期待される役割

第6章 計画の基本事項

- 1 施策体系
- 2 計画期間
- 3 進行管理

第7章 課題解決に向けた重点的取組

第4章の取組方向をふまえ、重点的取組の考え方とテーマ等を整理します。

- 1 地震・津波対策の重点的取組
- 2 風水害対策の重点的取組
- 3 地震・津波対策、風水害対策に共通の重点的取組

第8章 行動計画

第4章の取組方向をふまえ、行動項目を整理します。

- 1 地震・津波対策
- 2 風水害対策
- 3 地震・津波、風水害に共通の対策

(参考資料)

計画の随所に「防災コラム」や「有識者インタビュー記事」等を記載するとともに、防災上役立つ情報を掲載して多くの県民に手に取ってもらいやすいような工夫を凝らします。

- 1 三重県防災・減災対策行動計画の策定の流れ
 - 2 県・市町等において発行している防災ガイドブック等
 - 3 用語の説明
- ※ コラム、インタビュー記事